

休眠預金活用事業 事業計画書 【2023年度通常枠】

必須入力セル 申請時入力不要  
任意入力セル

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	女性村ねぎぼうずプロジェクト		
	事業名(副)			
	団体名	特定非営利活動法人日本子守唄協会	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	②ソーシャルビジネス形成支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	東日本大震災を教訓にして、他国並びに他地域からの供給依存率を低く抑え、地域における電気・水・燃料・食料の自給率の向上並びに地域特産の下仁田ねぎを中心として無農薬の農産物のブランド化を目指す。

I. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	184/200字
日本子守唄協会は全国各地の子守唄の情報・楽曲収集、系統だった資料の作成、子守唄に関連する活動を行っている団体との文化交流、子守唄に関わる催し物の企画・開催、会報誌の発行、子守唄の普及啓発を主たる活動とし、幼時から高齢者に至るまで広く国民に対し、これらの活動を通じて、青少年の健全な育成や高齢者の生涯教育、無形の文化財の保存、福祉活動への協力に寄与することを目的とする。	
(2)団体の概要・活動・業務	180/200字
日本子守唄協会は、団体の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動(2)まちづくりの推進を図る活動(3)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動(4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動(5)子どもの健全育成を図る活動(6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助	

II. 事業概要

II. 事業概要						資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2024/4/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	群馬県甘楽郡下仁田町とその周辺地域	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ						(人数)		
最終受益者						(人数)		
事業概要	令和3年10月にコカ・コーラ財団（米国）からの助成（35万ドル）を受けて、下仁田町本宿の旧西牧小学校（群馬県甘楽郡下仁田町大字西野牧4641）の校舎を活用して、地域の活性化を図ると共にシングルマザーや被虐待児童の自立支援の事業を立ち上げました。校舎は下仁田町と賃貸借契約書を交わし（令和4年3月）、廃校から10年経過していたため、消防設備改修工事を行い、消防署の検査を経て、現在、校舎の1階と2階を使用しています。1階の教室は著名なピアニスト、フジコ・ヘミングさんからの寄贈のピアノが設置されて、フジコさんの希望により子どもたちがいつでも弾くことができます。また、安中市の方からフジコさんの版画が多数提供されて教室の壁面は版画とフジコさんの舞台写真が展示されています。職員室は売店としてバッグや小物等の販売を行い、シングルマザーを含めた地元の女性チームにより運営されています。校長室は談話室として利用され、保健室は相談室として、シングルマザー等からの相談に活用されています。2階の教室は群馬県では著名な植物学者で下仁田町の教育長を長年務められた、里見哲夫先生の資料展示と著名な植物学者・牧野富太郎先生との往復書簡が展示されています。校舎の前の花壇には下仁田ネギが栽培され12月には初めての収穫が行われます。下仁田ネギの栽培は来年も予定されて、すでに来年用に種まきが行われています。来年はより多くの下仁田ネギの栽培を計画しており、町有耕作地の賃貸借契約書も交わされています。女性村ねぎぼうずブランドの下仁田ネギを中核として、農産物の販売計画も具体的になっております。この活動をベースにシングルマザーや被虐待児童の自立支援に結び付けてまいりたいと考えております。また、シングルマザーや被虐待児童の居住施設整備や校舎の改築による近隣地域の救護施設としての役割も備えてまいりたいと考えております。							
	796/800字							

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	972/1000字
<p>地方消滅が話題になってから、10年になります。日本特有の人口減少の要因として、人口が東京一極に集中することに問題があるといわれています。大都市での結婚・出産・子育ては地方に比べて格段に厳しく、少子化の要因となるとともに、首都直下型地震などの大規模災害が日本全体を機能不全に陥れるリスクも抱えております。東京一極に集中と少子化の課題を解決するためには、地方に若い女性の数をいかにして増加させることができるかという高いハードルがあります。また、もう一つの課題として、児童虐待件数は厚生労働省の速報値で30年前の平成4年が1,372件、20年前の平成14年が22,738件、10年前の平成24年が66,701件、令和4年が219,170件と飛躍的に増えております。誰が子どもを虐待を虐待しているのか？。わが国では実の母親が最も多く虐待をしてしまう傾向がみられます。それは、子どもと向き合う時間が母親の方が多いというわが国の文化的歴史的なライフスタイルを反映したものと考えられています。統計によりますと実母約62%と実父約23%で約85%となっております。戦後の高度成長時代を経て大量消費社会が到来、生活の隅々まで商品化され都市化と核家族化が進み社会構造は大きく変容しました。そうした時代背景のもとに孤立した母親が増加し、養育環境が大きく変容したことを物語っております。これらの課題の大部分は女性の肩に負わされています。また、地球環境問題と地震等の自然災害に対する対応も喫緊の課題となっております。東日本大震災の教訓として、他国や他地域への依存率の高い、エネルギー・食料の自給率を上げることが求められております。太陽光発電や休耕地の活用により、災害時に流通網が機能しなくなってもある程度持ちこたえられる、地域の安全衛生のシステムの具体的な構築が急がれます。東日本大震災の時にコンビニエンスストアやスーパーマーケットから商品が消えたことを忘れるわけにはいきません。東日本大震災の影響がなかった地方でも計画停電を実施されたことを忘れるわけにはいきません。非常時のリスク分散を念頭に地域別に燃料・食料・水等の自給率を高めることが喫緊の課題となっております。生活を担う女性たちが力を合わせて課題に取り組むことが地方を活性化する大きな力となるものと考えます。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
<p>下仁田町役場とは令和3年の5月以来、何度も打ち合わせを行ってまいりました。旧西牧小学校や町有の休耕地を下見して賃貸借契約書を締結することになりました。令和5年10月26日には旧西牧小学校のフジコの部屋にて下仁田町原町長にご臨席をいただき記者会見を行いました。地元の群馬テレビ・上毛新聞社をはじめとしてNHK・産経新聞社・共同通信社など放送各社が取材に参加、報道と配信が行われネットでも閲覧できます。</p>	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況 190/200字

下仁田町の旧西牧小学校の校舎を利用して、シングルマザーや被虐待児童の自立支援に取組むためには地元住民の理解と協力が不可欠との考えから、地元の女性チームを始めとして地元の方々が参加しやすい企画を実施してまいりました。里見哲夫先生のお話を聞く会、地元出身の画家・黛一子さんの本宿回想記を展示して、黛一子さんのお話を聞く会等は2階の多目的ホールに入りきらないほどの参加者で大盛況でした。

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 195/200字

シングルマザーや被虐待児童の居住施設整備や校舎の改築による近隣地域の救護施設としての役割を備えるためには、近隣地域に居住施設を整備し、校舎を3階から屋上まで活用できるように改築工事が必要となりますし、隣接する体育館やグラウンドもそれに合わせて整備する必要があります。また、休耕地を利用しての農産物の生産管理に必要な機材や管理施設が必要となります。資金の活用により計画の具現化が可能になります。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態

(3)-1 活動：資金支援	200字	時期	200字
			4/200字
			0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期	
200字			4/200字
			0/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	令和5年10月26日には旧西牧小学校のフジコの部屋にて下仁田町原町長にご臨席をいただき記者会見を行いました。地元の群馬テレビ・上毛新聞社をはじめとしてNHK・産経新聞社・共同通信社など放送各社が取材に参加、報道と配信が行われネットでも閲覧できます。この実績を基にユーチューブ・Instagram等のSNSを活用した情報発信を展開するとともに日本子守唄協会のホームページからも発信してまいります。	195/200字
連携・対話戦略	地元の方々との連携はこの3年間の活動で次第に深まり着実に広がっております。上毛新聞社や上信電鉄株式会社の方々には何度も訪れていただき共同企画も予定されております。近隣地域の富岡市や南牧村の議員さんも何度もお見えになり連携して活動を広げる計画を練っております。このような実績を積み重ねて、同じような活動を展開する全国各地の組織と連携してネットワークを構築してまいりたいと考えております。	192/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	①日本子守唄協会の活動をアピールしながら寄付者等の応援団を増やす努力を続けてまいります。②日本子守唄協会設立以来25年の実績を基に子育て支援と児童虐待防止の活動を進めてまいりますと共に、収入の伴う事業を展開してまいります。③日本子守唄協会では月2回の「こども配食」を実施しております。食材はセカンドハーベスト・ジャパンやかつしか子育てネットワークから提供いただいております。また、0歳児から参加可能・入場無料のファミリーコンサートを随時開催しております。④近年、子どもの教育に携わった先生のOBの皆様から「最近の子どもたちは可哀そうだ、学校が楽しくないようだ」との声をたくさんお聞きするようになりました。学校に先生以外の外部の大人の活躍の場を作り、外の空気を入れることが肝要と思われれます。一つの方法として給食を朝・昼・晩の三食提供することが考えられます。子ども食堂と学童保育を学校で実施できます。	399/400字
実行団体	①廃校を改築し再利用することにより、地域の拠点としての活動が可能になります。その活動を通して経験を積んだ人材が育成されます。②経験を積んだ人材により農業法人等を設立して運営にあたります。近隣地域の施設や企業の要望を把握して実行団体として活動してまいります。③女性村ブランドの確立により、農産物の販売による収入源を確保します。④農林水産物の地産地消は地域の産業を支える大切な役割を担っております。学校給食はその役割を担うことができます。④夏休み中も冬休み中も朝・昼・晩の三食提供することで給食でしか栄養補給ができない子どもたちを救うことができます。子ども食堂と学童保育を学校で実施が可能になります。また、学校に給食設備を整えることにより、災害時に救護施設として活用できます。太陽光発電システムを備えることができれば災害時に役立ちます。	366/400字

VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果	4/800字
800字	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	4/800字
800字	

#### VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数		
(2)実行団体のイメージ	200字	4/200字
(3)1実行団体当り助成金額	200字	4/200字
(4)案件発掘の工夫	200字	4/200字

#### IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	200字	4/200字
(2)ガバナンス・コンプライアンス体制	200字	4/200字
(3)コンソーシアム利用有無	なし	

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2024/04/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名	
	団体名	特定非営利活動法人日本子守唄協会

	助成金
事業費	242,200,000
実行団体への助成	217,700,000
管理的経費	24,500,000
プログラムオフィサー関連経費	7,200,000
評価関連経費	7,505,000
資金分配団体用	4,005,000
実行団体用	3,500,000
合計	256,905,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	10,740,000	77,320,000	87,820,000	66,320,000	242,200,000
実行団体への助成	8,200,000	70,000,000	80,500,000	59,000,000	217,700,000
-					
管理的経費	2,540,000	7,320,000	7,320,000	7,320,000	24,500,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	720,000	2,160,000	2,160,000	2,160,000	7,200,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	0	0	0	0
その他経費	720,000	2,160,000	2,160,000	2,160,000	7,200,000

3. 評価関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (C)	500,000	2,085,000	1,885,000	3,035,000	7,505,000
資金分配団体用	150,000	1,035,000	835,000	1,985,000	4,005,000
実行団体用	350,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	3,500,000

4. 合計 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+B+C)	11,960,000	81,565,000	91,865,000	71,515,000	256,905,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	7,500,000	97.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2023年度	1,500,000	内部留保	A:確定済	
2024年度	2,000,000	内部留保	D:計画段階	
2025年度	2,000,000	内部留保	D:計画段階	
2026年度	2,000,000	内部留保	D:計画段階	

# 助成申請書

申請日 2023年12月11日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 〒125-0054 東京都葛飾区高砂3-13-13 三浦ビル1F  
申請団体の名称 特定非営利活動法人日本守り貝協会  
代表者の氏名 西倉 好子  
法人番号 0105-05-001266

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- 申請団体の名称： 特定非営利活動法人日本守り貝協会
- 申請団体の住所： 〒125-0054 東京都葛飾区高砂3-13-13 三浦ビル1F
- 資金分配団体としての業務を行う事務所の所在地： 同上
- 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
  - 欠格事由について
  - 公正な事業実施について
  - 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
  - 情報公開について（情報公開同意書）
- 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

### ※記入上の注意点

- 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

## 役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。☒

### 【各欄の入力方法と注意】

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	団体名	役職名	郵便番号	住所
1	OK	コミヤマ マチ	小宮山麻矢		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事		
2	OK	キタジマ シゲル	北島 成治		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事		
3	OK	アハツ アツシ	相川 厚		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事		
4	OK	フクノ マコ	福村 奈緒子		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事		
5	OK	アベ ヒロコ	阿部 輝彦		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事		
6	OK	カケラ マミ	神長倉 万美子		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事		
7	OK	トクガ マサヒロ	徳永 雅博		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事		
8	OK	ニシダテ ヨシコ	西館 好子		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事長		
9	OK	ケムチ ヒデコ	鷲持 英子		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事		
10	OK	フジウラ ノボル	藤澤 昇		特定非営利活動法人日本子守唄協会	理事		
11	OK	イマイ ヨシロ	今井 芳博		特定非営利活動法人日本子守唄協会	監事		
12	check!							
13	check!							
14	check!							
15	check!							
16	check!							
17	check!							
18	check!							
19	check!							
20	check!							
21	check!							
22	check!							
23	check!							
24	check!							
25	check!							
26	check!							
27	check!							
28	check!							
29	check!							
30	check!							
31	check!							
32	check!							

# 特定非営利活動法人日本子守唄協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本子守唄協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都葛飾区に置く。

(目的)

第3条 この法人は全国各地の子守唄の情報・楽曲収集、系統だった資料の作成、子守唄に関連する活動を行っている団体との文化交流、子守唄に関わる催し物の企画・開催、会報誌の発行、子守唄の普及啓発を主たる活動とし、幼児から高齢者に至るまで広く国民に対し、これらの活動を通じて、青少年の健全な育成や高齢者の生涯教育、無形の文化財の保存、福祉活動への協力に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子守唄に関する情報・楽曲収集、採譜事業
- (2) 子守唄に関する資料（データベース）作成事業
- (3) 子守唄に関わりのある団体との交流活動事業
- (4) 子守唄に関する催し物の企画・制作・公演事業
- (5) 児童養護施設や教育施設等でのイベント開催事業
- (6) 協会会報誌の発行事業
- (7) 子守唄のCD（コンパクトディスク）、出版物の企画・編集・制作・販売事業
- (8) 子育て支援等の助成事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
  - 3 理事長は、前項の申込みがあつたとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して1年以上の会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1~2名を副理事長とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長は理事会において理事の互選により選任する。
  - 3 副理事長については理事長の指名による。
  - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

### (種別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。  
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (総会の構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の機能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。  
(1) 定款の変更  
(2) 解散及び合併  
(3) 事業報告及び決算  
(4) 役員を選任及び解任  
(5) 理事会より付議された事項  
(6) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。  
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。  
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。  
(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。  
(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

### (総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する  
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。  
3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

- 第24条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

### (総会の定足数)

- 第25条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

### (総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。  
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。  
2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された

- 事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

- 第29条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

- 第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

- 第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会における議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事業内容に伴い他県に事務局の設置をする。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の執行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	正会員	個人	20,000円
		団体	200,000円
	賛助会員	個人	10,000円
		団体	100,000円

この法人の設立当初の役員

理事長 西館好子  
副理事長 井上麻矢  
理事 大和田多美恵  
監事 梶浦 悟

【附則】

- 1 この定款の変更は、平成18年1月31日から施行する。
- 2 第43条の規定にかかわらず、平成18年4月1日から始まる平成18年度の事業年度は平成19年3月31日までとする。

【附則】

- 1 この定款の変更は、平成22年6月8日から施行する。

【附則】

- 1 この定款の変更は、平成25年11月 27日から施行する。

【附則】

- 1 この定款の変更は、平成29年 3月 28日から施行する。

【附則】

- 1 この定款の変更は、平成29年 6月 19日から施行する。

【附則】

- 1 この定款の変更は、令和2年 6月 5日から施行する。

【附則】

- 1 この定款の変更は、令和4年 2月17日から施行する。

【附則】

- 1 この定款の変更は、令和5年 5月29日から施行する。

東京都葛飾区高砂三丁目13番13号 三浦ビル1階  
特定非営利活動法人日本ららばい協会  
理事 西館好子

## 令和2年度 事業報告書

特定非営利活動法人 日本ららばい協会

## 1 事業の成果

子育てや情操教育において子守唄が果たす役割は大きく、その必要性和重要性は今も昔と変わらないという視点から、さまざまな活動をしてきました。その結果、子どもの頃に子守唄を聞いたことのあるような中高年の方々には子守唄の価値の再発見を、また子守唄をあまり聞いたことのない若年世代にはその意味を新たに認識していただくことができました。かつ、児童虐待防止には子守唄などを媒介とした子育て支援が有効であることなども、認識を広めることができたと考えます。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【10,742】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
定款第5条(1) 子守唄に関する情報・楽曲収集、採譜事業	今期は活動なし。						
定款第5条(2) 子守唄に関する資料(データベース)作成事業	今期は活動なし。						
定款第5条(3) 子守唄に関わりのある団体との交流活動事業	今期は活動なし。						
定款第5条(4) 子守唄に関する催し物の企画・制作・公演事業	「スミセイキッズフォーラム」の催し物 You Tubeにて配信	通年	全国各地	約50名		延べ約1500名	8,276
定款第5条(5) 養護施設や教育施設等でのイベント開催事業	今期は活動なし。						
定款第5条(6) 協会会報誌の発行事業	会報誌ららばい通信発行。	年2回	全国各地	約10名		延べ約2000名	1,404

定款第5条(7) 子守唄のCD (コンパクト ディスク)、出 版物の企画・編 集・制作・販売 事業	CD「ゆりかごのうた」 CD「子守唄名曲選」 CD「この子の可愛さ」 DVD「起こる前に考える 子ども虐待」 書籍「うたってよ子守唄」 書籍「日本子守唄選集」他 の販売等。	通年	全国各地	約5名		延べ約 10名	1,062
定款第5条(8) その他この法 人の目的を達 成するために 必要な事業	今期は活動なし。						

## 令和3年度 事業報告書

特定非営利活動法人 日本ららばい協会

## 1 事業の成果

子育てや情操教育において子守唄が果たす役割は大きく、その必要性和重要性は今も昔と変わらないという視点から、さまざまな活動をしてきました。その結果、子どもの頃に子守唄を聞いたことのあるような中高年の方々には子守唄の価値の再発見を、また子守唄をあまり聞いたことのない若年世代にはその意味を新たに認識していただくことができました。かつ、児童虐待防止には子守唄などを媒介とした子育て支援が有効であることなども、認識を広めることができたと考えます。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【21,362】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
定款第5条(1) 子守唄に関する情報・楽曲収集、採譜事業	今期は活動なし。						
定款第5条(2) 子守唄に関する資料(データベース)作成事業	今期は活動なし。						
定款第5条(3) 子守唄に関わりのある団体との交流活動事業	今期は活動なし。						
定款第5条(4) 子守唄に関する催し物の企画・制作・公演事業	「スミセイキッズフォーラム」の催し物 You Tubeにて配信	通年	全国各地	約50名		延べ約1500名	19,485
定款第5条(5) 養護施設や教育施設等でのイベント開催事業	今期は活動なし。						
定款第5条(6) 協会会報誌の発行事業	会報誌ららばい通信発行。	年2回	全国各地	約10名		延べ約2000名	1,857

<p>定款第5条(7) 子守唄のCD (コンパクト ディスク)、出 版物の企画・編 集・制作・販売 事業</p>	<p>CD「ゆりかごのうた」 CD「子守唄名曲選」 CD「この子の可愛さ」 DVD「起こる前に考える 子ども虐待」 書籍「うたってよ子守唄」 書籍「日本子守唄選集」他 の販売等。</p>	<p>通年</p>	<p>全国各地</p>	<p>約5名</p>		<p>延べ約 10名</p>	<p>20</p>
<p>定款第5条(8) 子育て支援等 の助成事業</p>	<p>今期は活動なし。</p>						
<p>定款第5条(9) その他この法 人の目的を達 成するために 必要な事業</p>	<p>今期は活動なし。</p>						

## 令和4年度 事業報告書

特定非営利活動法人 日本子守唄協会

## 1 事業の成果

子育てや情操教育において子守唄が果たす役割は大きく、その必要性和重要性は今も昔と変わらないという視点から、さまざまな活動をしてきました。その結果、子どもの頃に子守唄を聞いたことのあるような中高年の方々には子守唄の価値の再発見を、また子守唄をあまり聞いたことのない若年世代にはその意味を新たに認識していただくことができました。かつ、児童虐待防止には子守唄などを媒介とした子育て支援が有効であることなども、認識を広めることができたと考えます。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【29,061】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
定款第5条(1) 子守唄に関する情報・楽曲収集、採譜事業	今期は活動なし。						
定款第5条(2) 子守唄に関する資料(データベース)作成事業	今期は活動なし。						
定款第5条(3) 子守唄に関わりのある団体との交流活動事業	今期は活動なし。						
定款第5条(4) 子守唄に関する催し物の企画・制作・公演事業	「スミセイキッズフォーラム」の催し物	12月 2月	井原市 金沢市	約50名		延べ約 1500名	9,734
定款第5条(5) 養護施設や教育施設等でのイベント開催事業	今期は活動なし。						
定款第5条(6) 協会会報誌の発行事業	会報誌ららばい通信発行。	年4回	全国各地	約10名		延べ約 10,000名	2,252

定款第5条(7) 子守唄のCD (コンパクト ディスク)、出 版物の企画・販 売事業 編集・制作・販 売事業	CD「ゆりかごのうた」 CD「子守唄名曲選」 CD「この子の可愛さ」 DVD「起こる前に考 える子ども虐待」 書籍「うたってよ子守唄」 書籍「日本子守唄選集」他 の販売等。	通年	全国各地	約5名		延べ約 10名	570
定款第5条(8) 子育て支援等 の助成事業	ねぎぼうずプロジェクト	通年	群馬県	約30名		延べ約 300名	16,505
定款第5条(9) その他この法 人の目的を達 成するために 必要な事業	今期は活動なし。						